

徳島大学における公益通報に関する通報等の窓口について

1 設置の目的

徳島大学（以下「本学」という。）における不正行為の早期発見と是正を図るため、公益通報・相談窓口（以下「窓口」という。）を設けています。

2 公益通報とは

本学の役職員に関する組織的又は個人的な法令違反行為が生じ、又は生じようとしている旨を、職員等が不正の利益を得る等の不正の目的でなく、その発生又はこれらによる被害の拡大を防止するために通報することをいいます。

3 窓口の設置場所

- | | |
|-------------------------------|----------------------------|
| ・ 学内窓口: 法人運営部総務課
副課長 田淵 和也 | ・ 学外窓口: 森法律事務所
弁護士 森 晋介 |
|-------------------------------|----------------------------|

4 通報・相談を行うことができる者

- ・ 本学の役員
- ・ 本学の職員（退職後1年以内の者を含む）
- ・ 本学の学生（卒業又は修了後1年以内の者を含む）
- ・ 本学との請負契約その他の契約に基づいて事業を行う事業者（派遣終了又は業務終了後1年以内の者を含む）

5 通報者等の保護等

通報者等は、通報等をしたことで不利益な取扱いを受けることはありません。

万一、不利益が発生した場合には、学長が回復措置を講じます。

なお、虚偽の通報、他人を誹謗中傷する通報その他不正目的の通報をした場合は、就業規則又は学則等によって処分されることがあります。

6 通報・相談の方法

通報・相談は、以下の「公益通報届」により、電子メール、電話、FAX、書面または面談により受付を行います。

通報にあたっては、実名での通報にご協力ください。

- ・ 受付時間：8時30分～12時 13時～17時15分

（※但し、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）は除きます。）

●通報等の窓口：

- ・ 学内窓口: 法人運営部総務課副課長
住所: 〒770-8501 徳島市新蔵町2丁目24番地
電話番号: 088-615-8535 (新蔵内線: 7007) ファックス番号: 088-615-8535
メールアドレス: koeki@tokushima-u.ac.jp
- ・ 学外窓口: 森法律事務所
住所: 徳島市新蔵町1丁目82番地 ダイアパレス新蔵207
電話番号: 088-602-4556 ファックス番号: 088-602-4557
メールアドレス: tokuuv@mori-law.jp